

111 明治13年11月22日 菊池長閑宛

(長閑注記) 第一号明三十十一月廿二日

第一号達す着後直に帰県されぬ訳柄ハ兼て申上候通りの事なり
去共又申越されたるを以て考れハ何か未た分らぬ所にてもある
ものならん私ハ此後自力に食む者なれハ活計の道を付ねは成ら
す夫に付てハ何か是そと云飯の食ひ種を見付さるを得ず斯する
にハ当地に居て色々奔走周旋せずハ其喰種か見付らぬもの故
此仕事を済さぬ内ハ迎も帰県ハなり難し此義ハ前にも申たる通
り兼て申上たる筈なり外に事柄てハ無之私迎も皆様の美しき顔
を拝見し度心は山々なれ共此仕事を打捨て帰県し居てハ大変に
手後れとなり私の遣らるゝ仕事も人に取りらるゝ様に相成次第当
時ハ一日千金の所なり夫故何様に考ても後日活計の目途丈ハ略
極て後ならてハ帰県出来難所より飯喰程に有付迄ハ帰県せぬと
云事を兼て申上たるなり此他に幾位申越れても委敷事柄とてハ
一切なし此間電信にて申上たる通り為替証書ハ既に金に直し為
替手形も慥に受取たり毎度なから難有仕合と存居通運会社エ頼
れた品々無相違着是亦皆様の厚き情に感謝に堪す薫の写真達し
たる事於波より早速申上たと申居なり

父君

武夫

再伸帰県ハ未た何時共申されね共当分来月に相成へくと存す
猶又極りたる時に可申上夫迄帰県せぬ者と思召被下たし

(長閑注記)

「十一月廿八日達ス」